

令和4年12月2日

沼宮内中学校生徒保護者様

岩手町立沼宮内中学校
校長 長島 香乃子

タブレット端末の家庭への持ち帰りについて（お知らせ）
日頃より、本校の教育活動に、ご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。
さて、児童生徒用タブレット端末の一人一台運用が昨年度より始まりましたが、この度のeライブラリアドバンス（AIドリル）の導入により、学校と家庭学習の連動を図ることを目的として持ち帰りを実施することといたします。

つきましては、下記の要領に基づいて実施いたしますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 目的

タブレット端末は、学校の教育課程に則った学習の質、効果の向上及び学習内容の定着に資することを目的として使用しています。家庭学習でもこの趣旨が生かされるようにするとともに、平常時から非常時（臨時休校等）に対する準備も視野に入れながらタブレット端末の家庭への持ち帰りをを行います。

2 タブレット端末の家庭での活用方法について

タブレット端末にインストールされている「ラインズeライブラリアドバンス」を利用し、生徒は学校でドリル問題や解説教材をダウンロードし、家庭で学習します。

3 貸与する機器

タブレット端末及び充電用ACアダプタ

※ これらの機器は、岩手町から貸与されるものです。

※ 充電用ACアダプタは基本的に自宅に置いたままで、満充電の状態で翌日学校に持参します。

4 利用手順

(1) 生徒は下校までの間に、教師の指示により校内で家庭学習用の課題をタブレット端末にダウンロードします。

(2) 生徒はタブレット端末を自宅に持ち帰り、課題に取り組みます。

(3) 自宅用に貸与した充電用ACアダプタで、翌日までタブレット端末を充電します。

(4) 登校時にタブレット端末を持参し、教師の指示により課題の提出を行います。

5 動作不良や破損・紛失時の連絡について

(1) タブレット端末の動作不良等で課題に取り組めない場合は、翌登校時に生徒から直接担任等に聞くよう指示してください。学校や担任等への電話での問い合わせは行わないようお願いいたします。

(2) 故障、破損、紛失、盗難等が発生した場合は、翌日（祝日、休日の時はその翌日）保護者から学校へ連絡してください。

6 その他

(1) 別添の「タブレット端末の家庭での使用に関する確認事項（保護者向け）」および「家庭でのタブレット端末使用のきまり（オフライン編）」にあるきまりを守って、タブレット端末を利用させてください。

(2) タブレット端末を家庭のWi-fi機器に接続させないでください。また、課題に取り組む時間帯に留意させてください（午後10時～午前4時は使用しないことを推奨します）。これらの情報は履歴に残りますので、タブレット端末の使用方法に問題がある場合は、学校からお家の方に連絡する必要があることをご承知おきください。

(3) お家の方への連絡やお知らせ等を、タブレット端末を用いて配付することも想定しておりますので、ご承知おきください。

別 添

タブレット端末の家庭での使用に関する確認事項（保護者向け）

岩手町から貸与されたタブレット端末（以下、岩手町タブレット）について、お家の方からお子さんに、以下の事項を守って使用するよう、ご指導をお願いします。

なお、ご不明な点は下記担当あてまでお問い合わせ下さい。

1 個人情報の取扱いについて

(1) アカウント名とパスワードを岩手町タブレット以外に流用しないこと。

(2) アカウント名とパスワードの漏洩がないよう、留意すること。

(3) 持ち帰った岩手町タブレットは、お子さん以外に使用させないこと。

2 機器の取扱いについて

(1) 岩手町タブレットは、家庭での利用環境（学校外のWi-fiに接続しない、床や水気のあるところに置かない など）や保管場所を決めて大切に扱うこと。

(2) 故障の防止のため、岩手町タブレットの家庭での充電は、学校が配布する専用の充電用ACアダプタ以外は使用しないこと。

3 岩手町タブレットの故障・破損・紛失・盗難について

(1) 万が一、故障・破損・紛失・盗難があった場合は、保護者から学校に連絡すること。

(2) 重大な過失（機器の乱暴な取扱いによる破損のほか、学校外のWi-fiへの接続にしたり、ソフトウェアをインストール等したりするなど、故意にシステムを改変すること）により岩手町タブレットが故障や破損、動作不良となった場合、学校との協議において弁償の必要があると認められる場合は、これに従うものであること。

4 健康面について

(1) 健康面に留意しながら岩手町タブレットを使用すること。

(2) 岩手町タブレットは家庭で使用時間、使用場所を決めて使用すること。

5 その他

上記のほか、岩手町タブレットの取扱いについては、「家庭でのタブレット端末使用のきまり（オフライン編）」及び学校からの指示に従うものであること。